

2020年5月13日

神奈川県知事 黒岩祐治 様

新型コロナウイルス感染拡大対策への緊急申し入れ（第5次）

日本共産党神奈川県委員会

県委員長 田母神 悟

日本共産党神奈川県議会議員団

団長 井坂 新哉



新型コロナウイルス感染対策にご尽力されている貴職、県職員、関係者の皆様に心から敬意を表します。

政府は、5月6日で期限が切れる緊急非常事態宣言について、全都道府県を対象に31日まで延長することを決定するとともに、神奈川県は引き続き「特定警戒都道府県」とされました。こうしたもとで日本共産党県議会議員団は、県民の命や暮らし、営業、そして、ひつ迫する医療体制を支えるため全力をあげるものです。

県は、5月5日の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部で、引き続き「外出自粛」「休業要請」等の実施方針を決定しました。しかし、これまでの「外出自粛」「休業要請」「休校」などにより、県民生活や地域経済などに深刻な影響を及ぼしています。

国の補正予算や県の補正予算では、検査・医療体制づくりでも、暮らしと営業の補償でも、まったく不十分です。県は、今こそ「外出自粛や休業要請と補償は一体で」という切実な声に応えるとともに、PCR検査体制の抜本的強化や医療崩壊を防ぐ対策を盛り込んだ第二次補正予算を国に強く求めるべきです。合わせて、県も緊急時にふさわしい、追加の補正予算を提案し、新型コロナウイルス対策の抜本的強化を図るべきです。そして、県民の切実な願いに応えるため、以下の項目について取り組まれるよう要望するものです。

記

【感染拡大による医療崩壊を防ぐために】

1、相談体制の強化を

- ① 「帰国者・接触者相談センター」に「電話が繋がらない」「検査に回してもらえない」事態は早急に改善しなければならない。「帰国者・接触者相談センター」は、検査の必要な人に「帰国者接触者外来」か「集合検査場」の予約を取り確実に検査につ

なげること。

- ② 各保健所に非常勤の保健師・看護師のどちらか1名ずつ配置することになったが、同時に、増大する相談件数に対応するために「帰国者・接触者相談センター」に正規の保健師を増員すること。

また、母子保健法による妊娠婦や新生児、乳幼児の健康診査、保健指導などを担う保健福祉課も相談センター業務に応援に入っていることから、今後において、保健師の定数増を図り、保健所の体制を強化すること。

- ③ 新型コロナウイルス感染症コールセンターは24時間、土日祝日も受け付け、回線も増やすこと。

2、検査体制の強化について

- ① 県内20箇所の「集合外来・集合検査場」を設置する計画が進められているが、未設置区域の医師会との協議を進め設置を促進すること。帰国者・接触者相談センターを通さなくても、かかりつけ医の判断で「集合検査場」及び「帰国者・接触者外来」で検体を採取し検査数を抜本的に増加させること。
- ② 衛生研究所のほか、大学病院や民間の検査機関においても検査実施件数を増やし、検査の必要なすべての人が速やかに検査を受けられるようにすること。
- ③ 4月補正予算で、20カ所の設置費と8月までの運営費として、約8億円弱計上されたが、増設や運営費について不十分と考えることから予算を増額すること。
- ④ 「集合外来・集合検査場」の医師、看護師への危険手当を急ぎ創設すること。医療用マスクや防護服が届いていないところもあると聞いている。急いで配備すること。
- ⑤ 医療崩壊や院内感染を防ぐために、医療従事者には優先的にPCR検査を実施すること。

また、職業として常に人と濃厚接触する介護支援者、障害者への支援者、保育士、保健師、助産師などに対し、感染拡大を防ぐためにPCR検査を行うこと。

3、医療体制の強化について

- ① 神奈川モデルに基づき、重症、中等症の病床を増やしているが、コロナ対応のベッドや医療スタッフの確保のために病院の減収は多大であり、経営が逼迫する事態になっている。国は緊急包括交付金を充てれば良いとしているが、そもそも足らない。国に増額を要望するとともに、本県独自にコロナ対応病院の減収を補償すること。
- ② 一般病院や診療所においても健診事業などの休止や患者が減っているため、診療報酬が激減し医療の継続を危ぶむ声が上がっている。地域医療を弱体化させないために、国の補助を要望するとともに、県としても補助制度を創設すること。
- ③ 命がけで感染症の治療にあたっている医療スタッフへの危険手当を国と県の責任で

急ぎ創設すること。

- ④ 体調不良や発熱があった時には速やかに受診できる地域の医療体制を構築すること。
- ⑤ いまだに現場から医療用マスクやガウンが不足しているとの声がある。実態を把握し、原因を明らかにして早急に高度医療機関や協力病院を含む重点医療機関などに配布するとともに、一般病院、地域の診療所や宿泊療養所にも配布を急ぐこと。

4、生活支援相談の体制強化を

- ① 武道館での受け入れ閉鎖に伴い、県民センターに「生活支援総合相談室」を設け、くらしの相談、しごとの相談、住まいの相談の窓口を設けることとした。それぞれの相談窓口に担当職員を配置すること。相談は多岐にわたることが多く、それぞれの窓口が連携して支援にあたりワンストップで応える体制が求められる。制度の紹介だけで済ませるのではなく、必要な書類や手続きをわかりやすく説明し、問題解決につながる実効的な支援を行うこと。
- ② こうした窓口を1箇所だけでなく、各市町村と連携し、県内各地に相談窓口を確保すること。

5、緊急小口貸付特例事業の早期貸付を

- ① 郵送による申し込み、県や市町村職員の社協への臨時の応援がされているが、貸付まで2週間以上かかっているという声が連休後にも届いている。一刻も早く貸付の滞っている事態を解消し、自粛や休業要請が長引いている中、さらに申請が増大することが予測されるので、引き続き、県社協へのバックアップ体制を強化し、申請から1週間で貸付を実行すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活困窮が増大しているもとで、県民の暮らしを支援する生活援護課の体制を強化すること。
- ② 事務連絡を市町村及び市区町村社協に再度、周知徹底し、通知で示された対策が実施されていることを確認すること。4月10日付け事務連絡で、償還の免除などをパンフレットで周知していない社協に対する改善依頼があったが、改善がされたのか県として把握し、改善していない社協には改善を求めるこ。

6、高齢者・障害者の感染拡大防止を

緊急事態宣言を受けて多くの介護事業所では利用者の減少に伴い、収益が減少している。長期化すれば運営を続けられず、介護が崩壊するという心配の声が上がっている。訪問系の介護従事者も「自分が感染しないか、逆に利用者を感染させてしまわないか」と不安や恐怖を抱えながら働いているのが実情である。

- ① コロナ感染の影響を受けての減収に対する財政的な補償を事業者に行うこと。

- ② 入所施設で入所者に感染者が出た場合には、集団感染を防ぐために中等症や軽症患者を問わず、その入所者を医療機関に入院させること。
- ③ 在宅の重度障害者や介護度が高い高齢者が感染すると、重症化のリスクは高い。体調不良や感染の疑いがある場合は早期に医師が訪問して診察を行い、直ちにPCR検査を受けられるようにすること。また、介護している家族が感染し入院する場合、当該障害者、高齢者が入所できる施設を確保すること。
- ④ 在宅障害者、高齢者の介護にあたる事業所の訪問介護員等が感染した場合は、厚労省の事務連絡にあるように事業所においてサービスの継続を図ること。群馬県の「訪問介護員のための新型コロナウイルス感染症対応の手引き」のようなガイドラインを作り、事業所に周知すること。
- ⑤ 高齢者や障害者の施設や在宅系の事業所はマスクや消毒液などが不足しているとの声が多く聞かれる。マスクや防護服を速やかに配布すること。

7、妊婦が安心して出産ができる体制を

- ① 分娩施設を感染や感染による閉鎖から守るために、妊婦全員を基本としたPCR検査を無料で実施すること。
- ② 働く妊婦について、厚労省は、新型コロナウイルスの感染に対する不安が、働く妊婦に影響を与える恐れがあるとして、かかりつけの産婦人科などで休業や在宅勤務が必要と診断され、妊婦が希望した場合、使用者側は希望に沿った対応をしなければならないという方針を決めた。県内事業所に周知すること。
- ③ 県をまたいだ移動が制限されるもと、里帰り出産ができなくなった妊婦が、地元で分娩の予約が取れない事例があると聞く。県として、里帰り出産ができなくなった妊婦が分娩できる病院、産婦人科医院を確保すること。
- ④ 里帰り先で子どもの予防接種を受ける場合に、里帰り先で予防接種を受けたい旨を住民票のある自治体に連絡すれば、里帰り先で接種できるという厚労省の事務連絡を、県内自治体に周知すること。

8、児童虐待・DV被害の広がるリスクへの対応について

- ① SNSによる児童虐待防止相談ライン、女性のための相談ライン、若者相談ラインで寄せられる相談に関し、関係部署にしっかり引き継ぐこと。

【中小企業・個人事業主、フリーランスなどへの支援】

- ① フリーランス、個人事業主などへの休業補償は、賃金、収入の8割を補償する制度を国に求め、県も協調して補助すること。

- ② 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている全ての事業所に対して、固定費（家賃等）の補償を国に求め、県も協調して補助すること。
- ③ 持続化給付金について、前年度比 50 %売上げ減少の基準を撤廃し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた全ての事業者を対象にすることを国に要望すること。また、申請については、インターネットだけではなく、郵送でも対応できるように国に要望すること。なお、添付書類については、簡素化・弾力化を図るよう国に求めること。特にマイナンバーの記載を要件としないこと。
- ④ 「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第二弾）」について、時短営業などで自粛要請に協力した全ての事業者を対象にすること。また、支給金額が低いために、休業したくても休業できない事業者も多く存在するため、協力金の大幅な拡充を行うこと。
- ⑤ 学校等休業助成金・支援金はフリーランスへの支給額が不十分である。県独自の上乗せ措置を講ずること。
- ⑥ 現在、事業者への支援策となる全ての制度に関する相談会の開催を、県と市町村が一緒になって、関係団体、社労士、商工会、商工会議所、商店街連合会などと連携して、複数回行うこと。その際、団体が、それぞれの地域に戻って説明できるようなりーフレットを作成し、より多くの事業所に行き届くように周知すること

【雇用に関する支援】

- ① 派遣切り、雇止め、無給の休暇、また、使用者の指示による年休消化などが強要されないよう、神奈川労働局と連携を図り、実態把握と共に是正の指導・要請を行うこと。

【保育所に関する要望】

- ① 延長保育や一時保育など、実績によって得られていた市町村独自の助成金が、利用者減少により減額となっている。県内保育所の雇用を守るために、国の事務連絡通りの対応が行えるよう、市町村に対して要請すること。
- ② 認可外保育所における利用料について、登園自粛要請により保育料を保護者へ返金したことによる運営費不足や、外出自粛による自宅待機で無収入となり利用料が支払えないといった事態に陥っている。県内全ての認可外保育所に対して、緊急事態宣言期間中の利用料について、認可保育所と同様に補償を国へ求め、県としても支援を行うこと。
- ③ 保育所入所における育児休業などの取り扱いについて、緊急事態宣言が延長されたことで、復職の見通しが持てない保護者が多く存在する。
県内市町村の対応を把握し、復職した日までを期限とするよう指導し、2020年

4月以降に入所予定だった全ての子どもが保育所に入ることができるようにするこ
と。

- ④ 学童保育は、3月以来の一斉休校のしわ寄せを受け、過大な負担を抱ってきた。そ
れらを受け、縮小を余儀なくされるところもあり、指導員の疲弊も目立っている。各
市町村として、学童保育の運営に責任を持ち、財政的にも支えることを要請すること。

【児童・生徒・学生への教育的支援を】

1、休校が続く児童・生徒に学びの保障を

- ① 県立学校でオンライン授業を行う場合、ネット環境整備および通信費負担の支援を行
うこと。また県として私立校生徒に対しても、ネット環境整備の支援を行うこと。
小中学校については、その整備状況にばらつきがあることから、無理な実施は行わ
ないことを市町村教育委員会に働きかけること。
- ② また、小・中・高・特別支援学校いずれにおいても、オンライン授業の実施に至つ
た場合、それのみに頼ることなく、個別の対応や安全性を確保したうえでの部分的な
登校なども取り入れ、児童・生徒の学力支援を行うこと。
- ③ 県立図書館・県立学校図書館において、感染防止を図ったうえで、開館すること。
最低でも図書の貸し出しを行うこと。
- ④ 小中学校においては就学援助制度、高校については就学支援金制度が、コロナ感染
症の影響を含む経済的急変を支援の対象としていること、手続きについても受け付け
の延長など柔軟に行っていることの周知を図り、申請書用紙の配布も同時にを行うこと。
市町村教育委員会に対してもその周知と用紙配布を働きかけること。
- ⑤ 県立保健福祉大学においては、学費納入に猶予期間を設けること。また学費減免の
対象として、コロナ感染症の影響を含む経済的急変を含めること。

2、休校長期化の中で生活の場の確保を

- ① 休校中の児童・生徒の生活状況を把握すること。またDVなどの疑いのある家庭や、
その他問題を抱えがちな児童生徒に対しては、家庭訪問を含む個別の対応を図ること。
市町村教育委員会に対しても同様の対応を働きかけること。
- ② 学童保育・地域の子どもたちに対して、学校施設の活用を保障すること。市町村教
育委員会に対しても同様の働きかけを行うこと。

3、その他

- ① 中間の登校・再開時など通じ、安全性確保のために、マスク・消毒液・非接触式体
温計などを確保すること。市町村教育委員会に対しても同様の配慮を要請すること。

- ② 非常勤等の教職員の雇用の確保を図ること。市町村立学校の職員についても、同様の配慮を求めるこ。
- ③ 休業期間中の教職員の勤務形態については、年休取得に依ることなく、感染防止の観点から在宅勤務とすること。各市町村教育委員会にも同様の対応を要請すること。

【文化芸術関係者への支援について】

- ① 活動の場が減少した県内のアーティストや文化芸術団体に、県独自の応援金支給を行うこと。
- ② 文化芸術団体の事務所や稽古場などの家賃やリース代、水光熱費をはじめとする固定費への補助や減免を行うこと。
- ③ 年間計画に含まれていた学校公演が中止となった場合は、県が市町村と連携しキャンセルされた公演料について補助すること。
- ④ 神奈川県主催のイベント等を中止した場合は、イベントの業者や出演者等に補償を行うこと。
- ⑤ 県立文化施設を借りている団体等が、公演等を中止した場合、納入された利用料を全額返還する措置をとること。文化・芸術団体が民間ホール等に支払ったキャンセル料を補助すること。
- ⑥ 文化・芸術活動への助成金は、公演等が中止となり作品が発表できなかった場合でも、支払うこと。国にも同様の措置をとるよう求めること。
- ⑦ 財団法人や社団法人の文化・芸術団体が、収益の減少により解散に追い込まれることのないよう、財政措置を国に求めること。
- ⑧ 学校休業によって活動休止を余儀なくされたアーティストの補償を県独自で上乗せすること。
- ⑨ 厚労省等から関係団体に発出されているフリーランス・個人事業主との報酬額や期日の明確化、取引継続など、取引配慮要請を芸術分野においても周知すること。
- ⑩ イベントチケットの払い戻しをしなければ、チケット購入者は寄付金控除が受けられる制度を周知すること。
- ⑪ 国の「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」には、博物館、美術館、図書館などについて、感染防止策を前提に開放する可能性が述べられている。長期化する学校休業や外出自粛による文化活動の停滞を避けるため、安全性を担保した上で、施設開放の検討をすること。

【農業分野について】

- ① 農林水産関係の政府補正予算は、園芸品目の次期作支援や肉用牛農家向けの経営支援策、農業現場での労働力確保対策などを盛り込んでいる。納税猶予策と合わせ、農

業団体と連携して周知徹底すること。

- ② 外国人技能実習生が来日できない、学校休校による農産物加工等に働くパート従業員の休業など、農業の労働力不足が深刻化する中、国と協力して人材確保を支援すること。
- ③ 学校休業により落ち込んだ、牛乳・乳製品の需要拡大が課題となっている。5、6月は乳量が増えることを踏まえ、牛乳、乳製品の消費を喚起する農水省の「プラスワンプロジェクト」を県内でも推奨するなど支援すること。
- ④ イチゴや花きをはじめ、イベント自粛などの影響で需要が落ち込んだ農産品の販路拡大のための支援を行うこと。
- ⑤ 学校給食の休止、外出自粛、各種イベントの中止、飲食店休業・時短営業等の影響により、食品流通の諸段階で、未利用食品が発生している。これらの未利用食品について、食品関連事業者と連携し、フードバンク・高齢者施設への情報提供・寄付を支援すること。
- ⑥ 学校への食品納入業者に十分な補償を行うこと。県市町村教育委員会と連携し、学校設置者の責任で、納入業者の申請を支援すること。また、補償の低さが申請断念の要因にもなっている。補償の引き上げを国に求め、県としても補償の上乗せを行うこと。
- ⑦ 農林水産省の関連予算は約5400億円だが、牛肉や花きなどの販促や割引食事券の発行等の需要喚起策が中心で農家への直接支援は極めて薄い。営農と地域経済を守るため、農産物の価格補償や営農継続の融資制度を拡充し、国へも支援制度の拡充を求めるこ。

【自粛要請等の解除に関する積極的な情報提供を】

- ① 県として、自粛要請等を解除する場合、その基準は専門家の知見を踏まえて、設けること。また、その根拠などを積極的な情報開示を行うこと。
- ② 緊急事態宣言が解除されたとしても、急激な経済活動の再開で再び感染が拡大する恐れもある。慎重に緩やかな経済活動の再開に向けた注意事項などを県民に知らせること。

以上